

北上市生活保護法施行細則及び北上市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

(北上市生活保護法施行細則の一部改正)

第1条 北上市生活保護法施行細則（平成12年北上市規則第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>（進学準備給付金申請書等）</u> 第12条 施行規則第18条の9第1項の規定による申請書は、<u>進学準備給付金申請書</u>（様式第29号）によるものとする。 2 法第55条の5第1項の規定により<u>進学準備給付金</u>を支給するときの決定調書は、<u>進学準備給付金決定調書</u>（様式第30号）によるものとする。 3 所長は、<u>進学準備給付金</u>の支給又は不支給を決定したときは、<u>進学準備給付金支給（不支給）決定通知書</u>（様式第31号）により申請者に通知するものとする。 様式第29号（第12条関係） [略] <u>進学準備給付金申請書</u> <u>進学準備給付金</u>の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。 記 1・2 [略] 3 <u>進学先</u> 4 <u>進学後の居住先</u>	<u>（進学・就職準備給付金申請書等）</u> 第12条 施行規則第18条の9第1項の規定による申請書は、<u>進学・就職準備給付金申請書</u>（様式第29号）によるものとする。 2 法第55条の5第1項の規定により<u>進学・就職準備給付金</u>を支給するときの決定調書は、<u>進学・就職準備給付金決定調書</u>（様式第30号）によるものとする。 3 所長は、<u>進学・就職準備給付金</u>の支給又は不支給を決定したときは、<u>進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書</u>（様式第31号）により申請者に通知するものとする。 様式第29号（第12条関係） [略] <u>進学・就職準備給付金申請書</u> <u>進学・就職準備給付金</u>の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。 記 1・2 [略] 3 <u>進学先又は就職先</u> 4 <u>進学後又は就職後の居住先</u>

様式第30号（第12条関係） <table><tr><td><u>進学準備給付金決定調書</u></td></tr><tr><td>[略]</td></tr><tr><td><u>進学準備給付金決定伺</u></td></tr><tr><td>調書のとおり決定し例文により通知してよろしいでしょうか。</td></tr><tr><td>[略]</td></tr><tr><td><u>進学準備給付金決定欄</u></td></tr><tr><td>[略]</td></tr></table> 様式第31号（第12条関係） [略] <u>進学準備給付金支給（不支給）決定通知書</u> 年 月 日付けで申請のあった<u>進学準備給付金</u>について、次のとおり決定したので通知します。 [略]	<u>進学準備給付金決定調書</u>	[略]	<u>進学準備給付金決定伺</u>	調書のとおり決定し例文により通知してよろしいでしょうか。	[略]	<u>進学準備給付金決定欄</u>	[略]	5 <u>就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由</u> 6 <u>関係書類</u> 様式第30号（第12条関係） <table><tr><td><u>進学・就職準備給付金決定調書</u></td></tr><tr><td>[略]</td></tr><tr><td><u>進学・就職準備給付金決定伺</u></td></tr><tr><td>調書のとおり決定し例文により通知してよろしいでしょうか。</td></tr><tr><td>[略]</td></tr><tr><td><u>進学・就職準備給付金決定欄</u></td></tr><tr><td>[略]</td></tr></table> 様式第31号（第12条関係） [略] <u>進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書</u> 年 月 日付けで申請のあった<u>進学・就職準備給付金</u>について、次のとおり決定したので通知します。 [略]	<u>進学・就職準備給付金決定調書</u>	[略]	<u>進学・就職準備給付金決定伺</u>	調書のとおり決定し例文により通知してよろしいでしょうか。	[略]	<u>進学・就職準備給付金決定欄</u>	[略]
<u>進学準備給付金決定調書</u>															
[略]															
<u>進学準備給付金決定伺</u>															
調書のとおり決定し例文により通知してよろしいでしょうか。															
[略]															
<u>進学準備給付金決定欄</u>															
[略]															
<u>進学・就職準備給付金決定調書</u>															
[略]															
<u>進学・就職準備給付金決定伺</u>															
調書のとおり決定し例文により通知してよろしいでしょうか。															
[略]															
<u>進学・就職準備給付金決定欄</u>															
[略]															
備考 改正部分は、下線の部分である。															

第2条 生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の実施に関し、法令で定めるもののほか次に掲げる事務を福祉事務所に委任する。 (1) 生活保護法（以下この号において「法」という。）に規定する事務のうち、次に掲げるもの ア～ケ [略] コ 法第55条の5第1項及び第55条の6に規定する<u>進学準備給付金</u>の支給及び報告に関すること。 サ～ツ [略] (2)～(8) [略] 2 [略]	第2条 生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の実施に関し、法令で定めるもののほか次に掲げる事務を福祉事務所に委任する。 (1) 生活保護法（以下この号において「法」という。）に規定する事務のうち、次に掲げるもの ア～ケ [略] コ 法第55条の5第1項及び第55条の6に規定する<u>進学・就職準備給付金</u>の支給及び報告に関すること。 サ～ツ [略] (2)～(8) [略] 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。